

応募期限：

8月28日（木）までをお願いします。

鳥取県過疎地域持続的発展方針の変更(改訂)(案) について ご意見をお寄せください！

県では、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域持続的発展方針を策定しています。

現在の方針が令和8年3月31日までの期限のため、令和8年度から令和12年度までの方針変更(改訂)案を作成しましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

鳥取県過疎地域持続的発展方針で定める主な内容

1. 方針期間 令和8年度から令和12年度

2. 現在の方針の主な内容

- 移住及び定住の推進、ワーケーションの促進や関係人口の創出につながる地域間交流の促進、地域活動を支える人材育成
- 地域の実情・ニーズに応じた生活環境の整備、生活交通体系の確保
- 再生可能エネルギー利用促進や省エネルギー化の推進による脱炭素化の推進

3. 主な変更ポイント

- 鳥取県過疎地域持続的発展方針と鳥取県過疎地域持続的発展計画を一体的に策定
- 買物環境の確保・維持、ドライバー確保、子育て環境確保について「シン・子育て王国とっとり」の実現に向けた方針を追記
- 関係人口創出の観点から二地域居住に関わる「ふるさと住民登録制度」等の活用を追記
- 新型コロナウイルス感染症の文言について削除



変更(改訂)(案)の閲覧方法

- ・県庁中山間・地域振興課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。
- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

[ウェブページはこちら→](#)



応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシ(裏面) もご利用になれます。

結果の公表

- ・いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

応募・問合せ先

- ・鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課
郵送：〒680-8570(所在地記載不要)
電話：0857-26-7986 ファクシミリ：0857-26-8742
電子メール：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

「鳥取県過疎地域の持続的発展方針変更(改訂)(案)」に対する 意見 応募用紙

《応募先》 鳥取県輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局中山間・地域振興課
〒680-8570（所在地記載不要）
ファクシミリ：0857-26-8742 電子メール：chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）
年代	☐ 10歳代	☐ 20歳代	☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代以上
性別	☐ 男性 ☐ 女性	（ ☐ 男性・女性を選択しない）	